

令和3年度 第3回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和3年7月16日（金） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

Web会議形式により開催

3 出席者

委員：葉山委員長、菊地副委員長、
井上委員、齋藤委員、大瀧委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、
八田委員、酒井委員、安立委員、岡山委員（12名）

事務局：環境生活部 吉野部長、石崎次長、江利角環境対策監
環境政策課 板倉課長、小泉副課長、坂元班長、眞田主査、
岩城副主査

傍聴人：2名

4 議 題

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
- (2) 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価 方法書について（答申案審議）
- (3) その他

5 結果概要

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
委員長には葉山委員が、副委員長に菊地委員がそれぞれ選任された。
- (2) 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価 方法書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (3) その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料3 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

- 資料 4 日曹金属化学株式会社千葉工場分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書に対する意見（答申案）
- 参考 1 市長意見の提出状況（日曹金属化学株式会社千葉工場分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書）

別紙 審議等の詳細

○審議

(委員)

資料4の前文には、1つの段落に1つの文章が書かれているが、この書き方はおかしい。最初の段落はやむを得ないが、2段落目と3段落目は統合してもおかしくないので、3段落目の文頭を2段落目の文末につなげるとよい。また、同様に、5段落目の文頭を4段落目の文末につなげるとよい。

(事務局)

御意見のとおり修正する。

(委員)

資料4の1(1)について、基本的には既存施設と完全に同じものをリプレースする前提だと思うが、より良いものがあれば、導入を検討するよう求める意見と考えてよいか。その場合、機械設備が変わることになるが、悪臭に関する意見では、現状の数値をもとに評価ができるという説明だった。設備が変わる場合における意見間の整合性について説明願いたい。

(事務局)

この意見では、施設全体というより、低NO_xバーナーなどの処理設備等の導入を想定している。悪臭については、施設は1000℃程度で燃焼しているが、ここに低NO_xバーナーを入れることで、例えば温度が900℃程度に下がるといったことにはおそらくならないと考えている。施設の基本的なスペックが1000℃程度という計画なので、低NO_xバーナーを入れたことで、悪臭に影響が出ることはないと考えている。

(委員)

市原市から、大気汚染物質の事故時の措置について意見が出されているが、答申案には盛り込まれていない。盛り込まなかった理由は何か。

(事務局)

事故防止措置の観点を入れることは基本的に今までなかった。稼働に伴っての事故は反映してきていない。

(委員)

工事の段階での事故についても同様か。

(事務局)

例えば工事中の崩落防止という観点か。

(委員)

そうである。硫酸の放出などもある。

(事務局)

工事中の拡散防止の観点では、通常の土地改変等で想定しうるものは、予測の中に反映される。一方で、法面が全部流れたとか、一気に鉄砲水が出たといったところまでは想定しておらず、工事で崩落した場合等の事故は見込んでいない。

(委員)

硫酸のタンクの事故についてはどうか。

(事務局)

石油コンビナート地区の施設については、他の法律の中で、事故防止対策等が規定されているので、稼働時にはそれが遵守されることを前提としている。

(委員)

答申案に、関連自治体の意見をできるだけ反映することは、環境アセスメントの理念から考えて、良いことだと思う。

資料3では、複数者の意見というカテゴリーも入れているが、この複数者の意見は、他の意見に比べて重みづけがされるなど、重要視されるのか。また、各意見の扱いとして、なぜ指導としたかの基準がわからないので説明願いたい。

(事務局)

基本的に、事業計画や、調査、予測及び評価を行うものに関して、答申案として反映している。

(委員)

例えば、委員及び事務局からの意見で指導になっているものに、同様に市長意見が加わったとしても、指導のままと考えてよいか。

(事務局)

市長の意見単独でも答申に反映しているものもある。複数者からの意見でも、指導等に反映するというものもある。

(委員)

意見の内容によって変わりうると考えてよいか。

(事務局)

基本的に、事業計画に関することと、調査、予測及び評価に関することを答申案に反映している。市長意見でも、それらに該当しないものは、指導に分類している。

(委員)

資料4の2(1)イについて、市原市からの意見では「今回の撤去工事に係るものとして、今回の手続きに加えて、解体に関する調査、予測及び評価を実施すること」とされており、答申案でも概ね同じ意見としている。この2～3年後という計画期間からは、今回の事業と同一のものとして考えづらいが、これは別事業として

とらえるのか。今回の答申案では、今回は更新事業だが、解体を行う際には解体事業として、再度アセスメントをやり直すことを求めるのか。

(事務局)

市原市の審議の中でも、事業者から、2～3年で施設の撤去を行う旨の話があったと聞いている。それを踏まえ、同一事業としての予測・評価を求める。

(委員)

解体部分についても、今回の予測・評価に盛り込むよう求めるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

資料4の2(2)について、「高さによる影響を踏まえ、妥当性を検証し」とあるが、この「妥当性」は、何に対する妥当性なのか。また、「検証し」はどのように検証したらいいのか。

(事務局)

気象の観測高さについては、事業区域内は13メートル、事業区域外が5メートルとされているが、標準は10メートルとされている。5メートルで観測した場合、調査地点周辺の建物の影響も考慮しなければならないので、そうした周りの状況等を踏まえて、妥当性を検証して、必要に応じて変更するよう求めるものである。

(委員)

何の影響を見るために、10メートルが適切だと考えたのか。大気質モデルへの入力値という観点なのか。

(事務局)

測風塔とか風測台による風の乱れの影響を避けるためである。そのために10メートルが標準とされている。

(委員)

大気拡散モデルに入力する気象データとして、妥当性を検証するという理解でよいか。例えば、生活空間での気象を知りたいのであれば、10メートルより5メートルの方が良いと思う。近い方が良いからである。今回はそうではなく、おそらく大気質はPM2.5とかオゾンとかNO_xといった汚染物質のことについて書かれていると思うが、その関連性がよくわからない。可能であれば、例えば「モデルへの入力の見点からの妥当性」といった文言を付け加えていただいた方がわかりやすいと思う。

(事務局)

御意見のとおり、モデルへの反映が一番の趣旨になるので検討したい。

(委員)

もともと事業区域内には、観測塔のようなものが建っているのか。確か工場の端に、風速測定の区画があり、そこにセンサー状のものが置いてあったと記憶しているが、13メートルはその高さなのか。

(事務局)

観測台があるかどうか、その高さが13メートルかどうかについては、確認は取れていない。

(委員)

そうであれば、確かに13メートルの高さとした理由はわからない。現地調査の際に、工場の端に観測場所のようなものがあったと記憶しているが、もしかしたらその高さのことを言っているのかと思いお聞きした。そこを確認の上、先ほどの文言を追加願いたい。

(事務局)

事務局で把握している範囲では、13メートルの場所は台ではなく、測定可能な平場があって、その上で測定すると聞いている。委員が言われている場所とは異なるものと思われる。

(委員)

観測場所が、例えば盛り土のように高くなっているので、そこに装置を置いたら自動的に13メートルぐらい高さになるものと理解した。

この答申案では、13メートルや5メートルという数字の理由や根拠も含めて「妥当性を検証し」という意味と考えてよいか。

(事務局)

そのとおりである。なぜ13メートルとしたのか、13メートルでよいのかがわからないので、妥当性の検証を求めたい。

(委員)

事務局は、本日の議論を踏まえて答申案の修正作業をされたい。その間、暫時休憩とする。

—— 事務局が答申案を修正した後、審議を再開 ——

(委員)

それでは、今日の意見を踏まえた答申案の修正内容について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

大気質の修正案として、「現地調査における風向・風速の観測高さの設定について、気象観測指針では、10メートルの高さに設定することが標準とされているこ

とから、調査地点周辺の建物等の高さによる影響も踏まえて、妥当性を検証し、必要に応じて変更すること。」としたいがどうか。

(委員)

13メートル、5メートルという事業者が出した数字はあえて入れずに、再度検討を求めるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

特に異論はない。

(事務局)

前文も修正した。具体的には、3段落目を2段落目の後ろに、5段落目を4段落目の後ろにつなげた。

(委員)

前文について、最後の段落の「ついては」を削除願いたい。

(事務局)

ここの「ついては」は、過去の答申を踏襲した表現である。

(委員)

過去がすべて正しいとは限らない。ここの文章としてはおかしい。

(事務局)

御意見のとおり削除する。

また、先程提示した修正案では「気象観測指針」となっていたが、正しくは「地上気象観測指針」なので訂正する。

(委員)

他の委員はこの内容でよいか。

意見が無いようなので、この修正をもって答申としたい。各委員は、リアクションで賛成かどうかの意思を表明願いたい。

—— 出席委員から賛成の回答あり ——

(委員)

全委員の賛成を得られたので、この修正をもって答申としたい。

以上で議題2の審議を終了する。

以上